

青森県報

第千百三十五号

令和八年

十月二十八日

(水曜日)

目 次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………
（健康医療福祉政策課）…一
- 右 同……………
（同）…一
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………
（同）…二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………
（同）…二
- 生活保護法による施術者の指定……………
（同）…二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………
（同）…三
- 右 同……………
（同）…三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………
（同）…三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………
（同）…四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
（会計管理課）…四
- 出先機関

告 示

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

(西北県土整備事務所) ……五

青森県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 アクティ 八戸市青葉 二丁目二〇 の三二	八戸市田向 五丁目二一 の二四	居宅療養 管理指導 うぐいす 薬局	三戸郡路上 町大字道仏 の三二	令和 七・一〇・一		

青森県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		名 称	介 護 予 防 事 業 者	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 事 業 所	変 更 年 月 日
変更後	変更前					
有 限 会 社 ア ク テ ィ	八戸市青葉二丁目二〇の三二	名 称	介 護 予 防 事 業 者	八戸市田向五丁目二一の二四	介 護 予 防 事 業 所	令和七・一〇・一
居宅介護予防施設管理指導	居宅介護予防施設管理指導	名 称	介 護 予 防 事 業 所	三戸郡階上町大字道仏一八九	介 護 予 防 事 業 所	令和七・一〇・一

青森県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分		名 称	居 宅 介 護 事 業 者	主たる事務所の所在地	居 宅 介 護 事 業 所	変 更 年 月 日
変更後	変更前					
社会福祉法人南部福祉協会の三戸郡南部一広場二八の字	社会福祉法人南部福祉協会の三戸郡南部一広場二八の字	名 称	居 宅 介 護 事 業 者	三戸郡南部一広場二八の字	居 宅 介 護 事 業 所	令和八・四・一
訪問介護	訪問介護	名 称	居 宅 介 護 事 業 所	三戸郡南部一広場二八の字	居 宅 介 護 事 業 所	令和八・四・一

青森県告示第五百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

居 宅 介 護 事 業 者		名 称	居 宅 介 護 事 業 所	廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所所在地			
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	令和八・三・三
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	〃

青森県告示第五百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日

櫻田 陽輔	桜田整骨院	十和田市稲生町四の三七	令和四・九・三
今泉 友一	今泉整骨院	十和田市穂並町五の二〇	七・一〇・ハ

青森県告示第五百五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
変更前	変更後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
八戸市青葉二丁目二〇の三二	有 限 会 社 ア ク テ ィ	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業の種 類	うぐいす 薬局	三戸郡階上 町大字道仏 三丁目一八 九の字天平	令和 七・一〇・一
八戸市田向五丁目二一の二四		居宅療養 管理指導				

青森県告示第五百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例によ

る生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		変 更 年 月 日
変更前	変更後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
八戸市青葉二丁目二〇の三二	有 限 会 社 ア ク テ ィ	介護予防 事業の種 類	介護予防 事業の種 類	うぐいす 薬局	三戸郡階上 町大字道仏 三丁目一八 九の字天平	令和 七・一〇・一
八戸市田向五丁目二一の二四		介護療養 管理指導				

青森県告示第五百五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更に 後		変更に 前		区 分	
社会福祉法人南部福祉協議会		社会福祉法人南部福祉協議会		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
三戸郡南部町大字平字一広場二八の		三戸郡南部町大字平字一広場二八の		主たる事務 所の所在地	
訪問介護		訪問介護		居 宅 介 護 事 業 の 種 類	
南部福祉センター		南部福祉センター		名 称	居 宅 介 護 事 業 所
三戸郡南部町大字平字一広場二八の		三戸郡南部町大字平字一広場二八の		所 在 地	
令和 八・四・一		令和 八・四・一		変 更 の 日	

青森県告示第五百五十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 の 種 類		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 の 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	

公

告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 物品等の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ 三百九十三台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和八年九月三十日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九

社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字一〇の	訪問介護	藤崎町社会福祉協議会 ビルセント	南津軽郡藤崎町大字常盤字一〇の	令和 八・三・三
社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	平川市柏木町一六の一	通所介護	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 尾上通所介護事業所	平川市猿賀南九六の三	〃

六 落札金額

一億四千六百七十二万二千六百二十円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年八月十九日

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月二十八日

青森県西北県土整備事務所長 垂 井 祐 司

一 物品等の名称及び数量

凍結防止剤供給単価契約 千七百十トン程度

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県西北県土整備事務所

五所川原市字栄町一〇

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年十月七日

五 落札者の名称及び住所

株式会社角弘五所川原支店

五所川原市大字広田字柳沼九一の三

六 落札金額

二十五キログラム入り一袋当たり千二百九十八円

七 落札者を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年八月二十六日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
定価小口一枚二付二十四円九十五銭	毎週月・水・金曜日発行